

前項の手續を怠りたるものは懲罰したるものと見做すことあるべし
職工は始業合間と共に直ちに就業すべし

第拾叁條 遅刻者は事務所に申告し遅刻通知書を受取り係員に小し業務に就くべし
第拾肆條 病氣その他止むを得ざる事由の爲め遅滞するものは係員より出門許可証を受取り
事務所に示し遅滞すべし

第拾伍條 欠勤者は其事由を具したる欠勤届を差出すべし
第拾陸條 正當の事由にあらざる欠勤届は無効と見做す
左の各款の一に該当するものは入場を許さず
但し第四款に該当するものは他款に依り特に許可することあるべし

第拾柒條 (一) 酒類を含めたるもの
(二) 酒類、火器、兇器其他工場内に携帯すべからざるものを携帯するもの
(三) 工場法施行規則第八條所掲の疾病に罹りたるもの
(四) 参加分以上遅刻したるもの
(五) 産後五週日を経過せざるもの

第拾八條 機械、器具其他物品を紛失又は毀損したるときは速かに係員に届出づべし不注
意又は故意を以て毀損したるときは其代價を償はしむべし
就業中秩序を紊し風俗を害し又は惡業に涉り若くは其持ち場を離れ又は他人の業
務を妨ぐることを得ず

第拾九條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾壹條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾貳條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾參條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾肆條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾伍條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾陸條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾柒條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾捌條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾玖條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾十條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾壹條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾貳條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾參條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾肆條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾伍條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾陸條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾柒條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾捌條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾玖條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第貳拾十條 就業時間外は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第五章 賃金

第貳拾壹條 賃金は日給及出来高給の二種を以てし之れを定む
但し出来高給は仕事の出來高に依り之れを支給す其標準は最近拾日間の日給賃に依り算出したる作業能率を標準とし之れを下らざる範圍内に於て協定するものとす
出来高給のものを隨時に日給計算を以て使用する時は最近拾日間平均日給の費取額を支給す
機械の故障其他のため出来高給の者をして臨時手俸を爲さしめたる時は前後の規定を適用す
遅刻、早退並に私用外出を爲したるものは其参加分以内毎に日給賃金百分の六を歩引す
早出残業等定時間以外の就業に對しては貳時間以内は時間別賃金の外毎登時間に對し貳割五分、貳時間以上は同以参加分午後九時より午前六時に渉る時間に當る時は同五割の各割増手賃金を支給す
特に困難なる業務に従事せしめたる時は別段の割増手賃金を支給するとあるべし
工場の場合に依り臨時休業したるときは賃金の五割を支給す
但し左の場合に於ては臨時休業手賃金を支給す
(一) 天災、事變等に依り休業したるとき
(二) 豪雨等の爲め實際作業を爲し得なるとき
(三) 一部職工の欠勤に依り他の一部職工を就業せしめ得ざるるとき
左の場合に於ては係員より左の區別に従ひ賃金を支給す
但し當該職工は其欠勤に對し適當の證明を爲すことを要す
(一) 父母、配偶者及子女の喪に服するとき
(二) 喪葬及婚喪の時
(三) 勤務講習期間中

第拾柒條 業務上の工務し遅滞をせざることを要す遅滞したるものは懲罰したるものと見做すことあるべし
職工は始業合間と共に直ちに就業すべし

第拾捌條 遅刻者は事務所に申告し遅刻通知書を受取り係員に小し業務に就くべし
第拾玖條 病氣その他止むを得ざる事由の爲め遅滞するものは係員より出門許可証を受取り
事務所に示し遅滞すべし

第拾十條 欠勤者は其事由を具したる欠勤届を差出すべし
第拾十一條 正當の事由にあらざる欠勤届は無効と見做す
左の各款の一に該当するものは入場を許さず
但し第四款に該当するものは他款に依り特に許可することあるべし

第拾十二條 (一) 酒類を含めたるもの
(二) 酒類、火器、兇器其他工場内に携帯すべからざるものを携帯するもの
(三) 工場法施行規則第八條所掲の疾病に罹りたるもの
(四) 参加分以上遅刻したるもの
(五) 産後五週日を経過せざるもの

第拾十三條 機械、器具其他物品を紛失又は毀損したるときは速かに係員に届出づべし不注
意又は故意を以て毀損したるときは其代價を償はしむべし
就業中秩序を紊し風俗を害し又は惡業に涉り若くは其持ち場を離れ又は他人の業
務を妨ぐることを得ず

第拾十四條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾十五條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾十六條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾十七條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾十八條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾十九條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十一條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十二條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十三條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十四條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十五條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十六條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十七條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十八條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾二十九條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十一條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十二條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十三條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十四條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十五條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十六條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず

第拾三十七條 就業中は他人を工場内に誘引又は立入りしむることを得ず
就業中他人の面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず
但し止むを得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けた時は此限りに在らず